

2023年度
事業計画書 (案)

社会福祉法人キリスト教児童福祉会
児童家庭支援センターみなと

〒231-0862

神奈川県横浜市中区山手町 68

Tel 045 (663) 2759

Fax 045 (306) 7337

I 基本理念

あなたがたはもはや、外国人でも寄留者でもなく、聖なる民に属する者、神の家族である。

【エフェソの信徒への手紙2章19節】

II 使命

子育て家庭の困りごとを解決し、こどもと養育者双方が安全・安心を感じる生活を送れるよう、支援する。

III 目的

子育てに関して支援が必要なこども・家庭等に対して、区役所や児童相談所および地域の関係機関と連携を深めながら、ソーシャルワーク、ケアワーク、心理療法等の支援を適切に行い、虐待の未然防止を図り地域で安定した生活を送ることができるようサポートする。また、様々な課題を抱えるこどもを養育している里親家庭への相談支援や施設退所児童の家族再統合に向けた専門性を活用した支援を行う。

利用対象者は、「児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」（別表1）におけるA～Eランクを中心とする

- ・区福祉保健センターが要保護児童等進行管理台帳に登録している児童
- ・児童相談所が要保護児童等進行管理台帳に登録している児童

また、

- ・児童相談所で支援中の里親子や施設退所予定または退所後の家族支援が必要な児童
- ・児童相談所、区福祉保健センターが把握していないが、支援を要する児童
- ・一時保護委託を受けた児童

とする。

IV 機能

ソーシャルワーク・ケアワーク・心理支援等を通じて、地域における子育て家庭の在宅生活をサポートする。

V 目標

ケースを各専門職の立場から把握し、適切なモデル・理論・アプローチを活用し支援を行う。

VI 方針

一つ一つのケースを丁寧にアセスメントし、こども・養育者を虐待等のリスクから守り、こどもと養育者が「最善の利益」の実現を図ることができるよう、支援する。

VII 計画

(1) 相談支援事業

児童家庭支援センターにおける対応ケースは、虐待、身体障害、精神障害、発達障害、家族関係、社会経済的問題などの課題を複合的に抱えており、臨機応変で包括的な支援が求められる。そのため、多職種による専門的なアセスメントと支援の技術、他機関連携のネットワーク、柔軟な対応力といった児童家庭支援センターの強みを生かした相談支援を展開する。アセスメント・支援計画を作成し、再評価を半期に1回行う。

支援にあたっては、LINE や Zoom 等のオンラインツールも活用する。今年度も（児家センによるヤングケアラー支援の実施および検証事業）の助成が決定している。これらも活用し、よりアウトリーチ活動に力を注ぐ。

(2) 受託事業

横浜市と協議の上、必要時に実施する。

(3) 関連機関との連携・連絡調整

個別カンファレンス、中区・中央児相との連絡会、中区要保護児童対策連絡会（要対協）等への参加を通じて顔の見える関係の構築に努める。中区と中央児相には毎月個別支援状況報告書を郵送し、半期ごとに支援計画書と再評価票を送付する。また、横浜市児童家庭支援センター分科会活動を通して、他のセンターとの（横の繋がり）を強化する。

(4) 里親・ファミリーホームへの支援

里親支援機関として児童家庭支援センターは横浜市から委託されているが、支援の具体的内容については未整備の状態である。引き続き横浜市や児相との協議を行い、整備を進めると同時に、里親家庭における児童家庭支援センターの認知度は高いとは言いがたい状況にあるので、里親養育懇談会や里親子応援ミーティングへ参加し、向上に努める。

(5) 地域交流事業

新型コロナウイルスの分類が5月より「5類」に移行することも踏まえて、今年度より再開する。再開にあたっては、区役所こども家庭支援課とも連携しニーズの把握に努め、それに即した事業を実施する。

(6) 横浜市子育て短期支援事業の利用調整・実施

ニーズに応えることができるよう、対応職員を柔軟に配置する等努力する。

利用受入の際は、聖母愛児園との連携を取りながら実施する。（別表2参照）

こどもと共に過ごす中で、専門的見地からアセスメントを行う。養育者へフィードバックすることにより、在宅での養育におけるヒントを提示できるようにする。

(7) みなと職員間連携

みなと会議を隔週1回開催する。運営からケースの支援方針検討・確認を議題とする。

役割分担及び年間予定に関しては、別表3・別表4を参照。

(8) 研究、学習、研修等への参加

以下の研修等に参加を予定している。（別表5参照）

- ・全国児童家庭支援センター協議会主催研修会 ・関東地区児童家庭支援センター協議会主催研修会
- ・横浜市社協児童福祉部会児童家庭支援センター分科会主催研修会
- ・日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会
- ・神奈川県児童福祉施設協議会心理士会研修会 ・聖母愛児園園内研修 ・聖母愛児園内「聖書の学び」
- ・他の児童家庭支援センターへの見学

その他、各自が受講希望する研修については、そのつど検討し参加する。

(9) 聖母愛児園との連携

聖母愛児園職員会議、朝の連絡会、バザー委員会および衛生委員会に参加する。職員会議へは、事業所全体に関わる議題のみ参加する。防災訓練や不審者対応訓練においても、聖母愛児園の訓練に参加する。

(10) 実習生の受入

新型コロナウイルスの分類が5月より「5類」に移行することも踏まえて、今年度より受け入れを再開する。

(11) 要望受付システムの活用

口頭での受付に加えて意見箱を設置する。利用者に対し要望受付システムに関する文書を作成し配付する等、周知をはかる。意見箱は要望受付担当者が2週間に1度確認する。必要に応じてみなと第三者委員（聖母愛児園第三者委員兼任）も入り、利用者からの苦情・要望の適切な解決に努める。第三者委員会は聖母愛児園と合同で行う。

(12) 安全管理

防災管理要項に基づき、防災訓練計画を立案し毎月1回防災訓練を実施する。避難経路、消火器設置場所の確認を定期的に行う。

(13) 広報活動

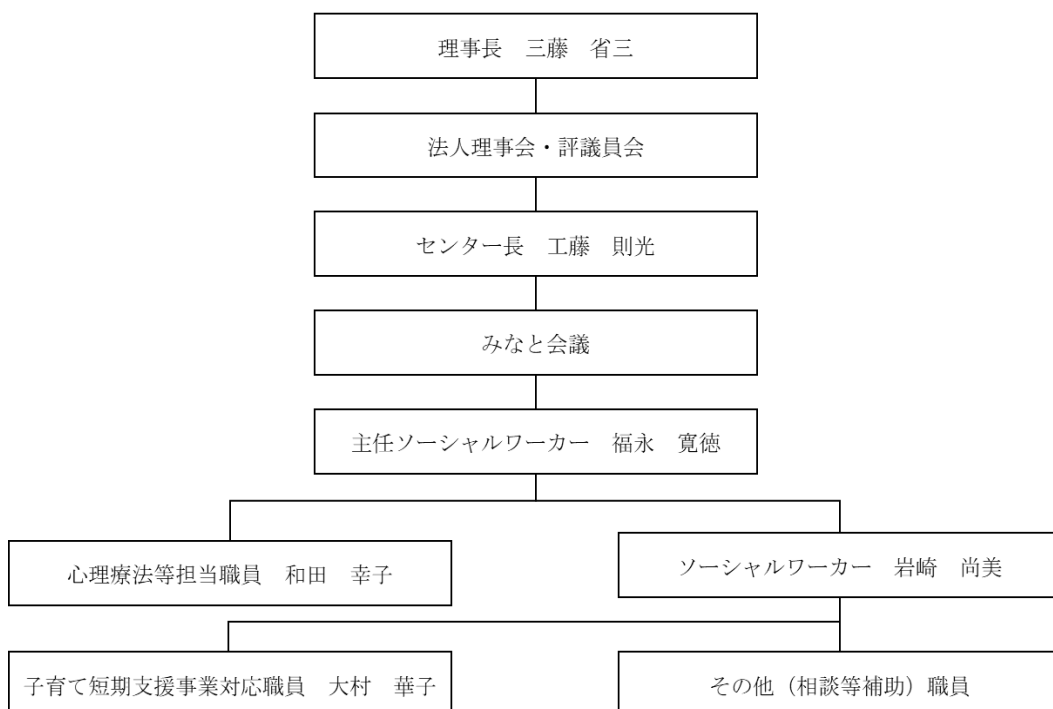
関係機関への訪問、各種会議における業務説明等を通じて、当センターの存在を周知する。

VII 職員配置

- ・センター長：1名
- ・主任ソーシャルワーカー・子育て短期支援事業対応：1名
- ・ソーシャルワーカー・子育て短期支援事業対応：1名
- ・心理療法等担当職員：1名
- ・子育て短期支援事業対応職員：1名
- ・子育て短期支援事業対応職員：1名（非常勤）
- ・その他（相談等補助）職員：1名（非常勤）

組織図

2023年度児童家庭支援センターみなと組織図



＜児童虐待及び不適切養育の共有ランク表（概略）＞

（別表1）

ランク	状況
A (生命の危機有り/重度)	「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる重症、「養育の放棄・怠慢」等のために病死・衰弱死の危険性があるもの（生命の危機有り） 今すぐには生命への影響はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる「可能性」があるもの（児童相談所による一時養育の検討が必要なもの）（重度）
B (中度)	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみるとこどもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもの（一時養育等児童相談所による継続した関与が必要なもの）
C (軽度)	養育者に一定の行動抑制はあるが、実際にこどもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるもの又は養育者の家事・養育力が不足しているもの（区や児童相談所、地域による関与が必要なもの）
D (危惧有)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在虐待は認められないが、養育者や家族の状況の変化により、虐待に発展する可能性が強く疑われる ・ 現時点では、家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生することが強く疑われる ・ 当該のこどもへの明確な虐待の事実が確認されないが、きょうだいへの虐待歴が確認される等から虐待が行われている可能性や今後起きる可能性が高い ・ こどもが目撃しているかどうか確認されていないが、養育者が長期にわたりDVを行っている ・ 養育者やこどもとの面談では、虐待の事実は確認できないが、通報の内容やその頻度から、虐待が行われている可能性が高いと思われる
E (養育支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待は見られないが、養育にうまく対応できない状況が見られる ・ 養育者からの育児不安の訴えがある ・ 支援により「不適切な養育」の改善が期待される

横浜市子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日預かり）受け入れ(別表

2)

養育者および区や児童相談所からの依頼、もしくはみなとから利用を打診する。



検討

利用予定日を養育者、必要に応じて関係機関と共に調整する。



受け入れ

健康状態、服薬等の確認を行う。



実施

食事は聖母愛児園調理室へ依頼する。（食分量やアレルギーに関する情報を共有する）

必要に応じて自宅や学校等への送迎を行う。



終了

養育者にこどもの様子等を伝える。費用が発生している場合は、領収書を発行し費用を受領する。

児童家庭支援センターみなと職務分掌表

センター長	<p>経営・運営全般を掌握、所属職員 の指揮監督</p> <p>施設経営・運営全般に関する統括</p> <p>事業計画書・事業報告書の編纂 予算書・決算書の編纂</p> <p>法人との連絡調整 聖母愛児園との連絡調整</p> <p>地域社会及び関係機関との連絡調整</p> <p>子育て短期支援事業利用実績報告書・請求書作成および提出</p> <p>要望解決責任者 公印管理 書類管理 ホームページ管理</p> <p>物品購入決裁 (5000 円以上)</p> <p>文書 (各種記録類) 確認・押印</p>
主任ソーシャルワーカー	<p>センター長の補佐及び不在時の代行</p> <p>利用児童及び養育者に対し、社会福祉的側面からの支援を実施</p> <p>相談票、アセスメントシート・支援計画・再評価票の策定</p> <p>利用児童の生活支援・相談支援</p> <p>支援記録・支援状況報告作成</p> <p>記録チェックと指導およびデータ収集・分析</p> <p>地域交流事業企画・実施 関係機関との連絡調整</p> <p>要望受付担当者 所属職員育成 職員研修調整</p> <p>社会福祉士相談援助実習指導</p> <p>防災・防火・不審者対応等の危機管理</p> <p>ボランティア・アルバイト受入 見学者対応 退園児童支援</p> <p>月別予定作成 備品・車両管理 勤務表作成</p> <p>物品購入決裁 (小口金購入以外 5000 円未満、5000 円以上)</p>
ソーシャルワーカー	<p>利用児童及び養育者に対し、社会福祉的側面からの支援を実施</p> <p>相談票、アセスメントシート・支援計画・再評価票の策定</p> <p>利用児童の生活支援・相談支援</p> <p>支援記録・支援状況報告作成</p> <p>地域交流事業企画・実施</p> <p>関係機関との連絡調整 勤務表作成</p> <p>備品管理 (小口金含む)</p>
心理療法等担当職員	<p>利用児童及び養育者に対し、心理学的側面からの支援を実施</p> <p>相談票、アセスメントシート・支援計画・再評価票の策定</p> <p>支援記録・支援状況報告作成</p> <p>地域交流事業企画・実施</p> <p>関係機関との連絡調整 勤務表作成</p> <p>各種管理 (心理支援に関わる記録・物品等)</p>
子育て短期支援事業対応職員	<p>利用児童の生活支援・相談支援 養育者への相談支援</p> <p>支援記録作成</p>
その他 (相談等補助) 職員	<p>支援状況報告書の区役所・児童相談所への提出</p> <p>センター業務補助</p>